



離婚の方法〈協議離婚・調停離婚・裁判離婚〉

法テラス八雲法律事務所 弁護士 塚本 恒
(函館弁護士会所属)



■離婚には協議離婚、調停離婚、裁判離婚の3種類があります。それぞれの
ように異なるのでしょうか。

■協議離婚は双方の署名があれば足り、役場に届けを出すだけで済むもので
から、協議が整いさえすれば他の方法に比べ、簡便なものとなっています。
しかしその反面、法律上必須とされている未成年者の子の親権者の指定以外
の事項(例えば養育費や財産分与、面会交流)は定められないままになってし
まう例が多々あります。後々の不利益や揉めごとを回避するためには、これ
らの事項についても、納得がいくまで話し合せて、合意を書面化することが
良いでしょう。主に養育費に対する強制執行を可能とするために、合意を公
正証書にする例もあります。

■家庭裁判所に離婚調停を申し立てて、離婚調停の結果、離婚することが調停
離婚です。話し合いの手続きで、調停委員会が間に入って話すため着地点を
見出しやすいことと、調停委員の報告を裁判官が聞いていることもあり、あ
る程度法的に妥当な解決が目指されていることが特徴です。調停で得られた
合意の結果は調停調書というものにまとめられ、これは強制執行が可能とな
る文書であり、養育費の未払いに対する備えという点で、公正証書と同等の
ものとなっています。

■離婚調停が整わなかった場合、離婚訴訟による裁判離婚ができます。離婚調
停を行わず、離婚訴訟を起こすことはできません。離婚訴訟では、主に婚姻
を継続し難い重大な事由の有無を巡って争われることとなります。結果は判
決という強制執行可能なものとして出てきますので、不履行に対する備えと
いう意味では万全のものとなります。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満た
す方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料
出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、
お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-33383-8366)」
まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所
(☎050-33383-5566)」でも、ご相談を承っていますのであわせ
てご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

特殊詐欺に注意

(1)還付金詐欺

2月下旬から、公的機関等を騙^{かた}って、「保険料の還付金があります」「ATMで手続きしてください」など
という不審な電話がかかってきたという相談がありました。こういう電話は還付金詐欺の電話です。
すぐに家族や警察に相談してください。

※役場等から「ATMを操作してください。」という電話がかかってくることはありません。

(2)「当選金」詐欺

函館方面管内において、スマートフォンに「〇億円当選しました」という内容のメールが届き、その
メールへ返信したところ、当選金の受取りに必要な手数料を電子マネーで支払うように指示され、購入
した電子マネーの金額分を騙し取られてしまう特殊詐欺事件が複数発生しています。

※電話やメールで電子マネーを購入するよう指示された場合は、詐欺を疑ってください。

一人で判断することなく、必ず家族や警察に相談しましょう。

春の全国交通安全運動の実施

通学路

速度を落とす

思いやり

【運動期間】4月6日(水)～15日(金)の10日間

- 【運動重点】・子供をはじめとする歩行者の安全確保
- ・歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- ・自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
- ・スピードダウンと全席シートベルト着用

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110